

(写)

龍ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月18日

龍ヶ崎市長 中山 一生

### 龍ヶ崎市条例第38号

龍ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(龍ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第1条 龍ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成23年龍ヶ崎市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中「374,000」を「375,000」に改める。

第9条第2項中「100分の165」を「100分の170」に改める。

別表中

「

144,100	194,000	230,000	263,000	288,900
---------	---------	---------	---------	---------

を

「

146,100	195,500	231,500	264,200	289,700
---------	---------	---------	---------	---------

に改める。

第2条 龍ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の170」を「100分の167.5」に改める。

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の龍ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第7条第1項及び別表の規定は平成31年4月1日から、改正後の条例第9条第2項の規定

は令和元年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の龍ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。